

仕 様 書

- 1 業務件名 本庁舎消防用設備等保守点検業務委託
- 2 施行場所 甲府市丸の内一丁目18-1
甲府市役所本庁舎
- 3 委託期間 契約締結日 ～ 令和2年3月16日
- 4 点検対象設備
 - 1) 自動火災報知設備 (自動試験機能付き)
 - 2) ガス漏れ火災警報設備
 - 3) 防火・防排煙設備
 - 4) 屋内、屋外消火栓設備
 - 5) 泡消火設備
 - 6) 移動式消火設備
 - 7) 消火器具設備
 - 8) 誘導灯設備
 - 9) 連結散水設備
 - 10) 連結送水設備
 - 11) 防火設備定期検査
 - 12) 火災予兆センサ点検
 - 13) 防災管理点検
- 5 点検内容 消防法第17条の3の3及び消防法施行規則第31条の6に基づき適正に行うものとする。
防火設備定期検査は、建築基準法第12条に基づき適正に行うものとする。
点検業務は、資格を有する者が行うこと。(消防設備士免状の交付を受けている者、消防設備点検資格者、防災管理点検資格者、防火設備検査員等)
- 6 点検回数

| | |
|-----------------|------------|
| 消防用設備点検 | |
| ・ 外観機能点検 | 1回 |
| ・ 総合点検(外観機能点検含) | 1回の計2回とする。 |
| | |
| 防火設備定期検査 | 1回 |
| 防災管理点検 | 1回 |
- 7 点検報告 各点検毎に関係法令指定様式を使用し、報告書を提出すること。
また、総合点検においては所轄消防署提出用の概要報告書を2部提出し、所轄消防署へ報告すること。防災管理点検についても所轄消防署へ報告するものとする。
- 8 故障対応等 期間中の故障等については、早急に対処すること。
また、庁舎の防火訓練等を実施する際は、協力、支援すること。
- 9 安全管理 来庁者及び職員等の安全確保については、十分留意すること。
- 10 その他 作業日程及びその他不明事項については、監督員と協議の上決定すること。

以 上